

史料A 昼の景気

宝永四年丁亥廿三日午上刻に
地震ゆり、富士山雷の如くなり
焼出る事如斯、右廿三日より十二月
八日迄十六日之間焼候、昼之躰事如斯

此所江焼空の内より石砂下る事、大星の
ごとし、積りて宝永山と成る
但し十一月廿三日斗り見る

史料B 夜るの景色

焼初十一月廿三日より十二月八日の夜迄

毎夜に如此見候

毎夜稲光りのごつく

但し廿三日焼初之夜別而大きに

伊豆あまぎ山辺迄光り

当所人家之戸はめをならず

渡る事此如斯

回く明け七つ時に当宿へ焼石降る

事唯吉町なり

史料C 江之島の降灰被害の様子

乍恐以書付御訴訟申上候

一 相州江之嶋の儀、田畑一圓無御座、魚鱗

只一篇にて渡世仕候處に、去る十一月廿三日より岩砂

ふり、海邊浅く罷成、獺等も曾て無御座候吏

江之嶋の儀は、諸浦と違、磯獺第一に仕、海老・鮑・

さとい等、海苔・和布廉角其外磯草取候へて

渡世送り来申候處に、去る冬より、磯獺砂故一圓

無御座、殊に風雨の時分は渡船の通路も無

御座候處、砂故、賣薪在々より出不申、直段

高罷成、米穀・諸式も段々高直にて難儀

仕、及渴命に申候義、此節に御座候、何とぞ御慈悲に

被仰上御救被下候様に奉願上候

右の通、御慈悲に被仰上、渴命御助被下候はゞ、難有可

奉存候以上

下之坊知行所

宝永五年子閏正月

江嶋名主 伊右衛門 印

年 寄 平四郎 印

高間直右衛門様

白沢團右衛門様

右之通之願書差上申候、少も紛無御座候

名 主 伊右衛門 印

年 寄 平四郎 印

岩本院様御内

達賢様

史料D 折りたく柴の記

中略

十一月廿三日午後、参るべき由を仰下

さる。よべ地震ひ、此日の午時雷の声す。家を出るに及びて、雪の降り出るが如くなるをよく見るに、白灰の下れる也。西

南の方を望むに、黒き雲起て、雷の光頻りにす。西城に参り、

附しに及びては、白灰地を埋みて、草木も又皆白く成りぬ。比

日は大城に参らせ給ひ、未の半に還らせ給ひ

比日吉保朝臣の男
二人叙爵の有し也

驅て御前に参るに、天甚だ暗かりければ、燭を拏て講に侍る。

戌の時ばかりに、灰下る事はやみしかど、或は地鳴り、或は地震ふ事は絶ず。廿五日に又天暗くして雷の震する如く成る声、夜に入

ぬれば、灰また下る事甚し。此日富士山に火出て焼ぬるに

よれり、といふ事は聞えたりき。是より後、黒灰下る事止まずして、十二月の初および、九日の夜に至て雪降りぬ。此ほど世の人、咳嗽

をつれずといふ者あらず。かくて年明けぬれば、

宝永
五年戊子正月元

日、大雨よのつねならず、閏正月七日、去年富士山の焼しによりて、

役を諸国に当らる

武相駿三州の地の為也。百石の地
より黄金二両を献すべしとなり

史料E 小田原藩領上知「覚」前文

勘定奉行荻原近江守

覚

小田原領、去冬石砂積り候村々、石砂取のけ候義、

亦是川筋埋候に付、川浚御普請在之間、右之村々

当分御代官所に成、小田原領^江は代知相渡し、但し

御普請相済候て又小田原領^江可相渡候、其内は御代官

支配にて御年貢上納可仕候、然共元来城附之村々にて候

間、若人夫等急用之節は小田原役人中より触

次第無違背可相勤候、右之段相窺申渡者也

閏正月 荻原近江守